

矢作川地域 営農計画（案）等策定業務

特 別 仕 様 書

東海農政局木曽川水系土地改良調査管理事務所

項 目	内 容	備 考
第1章 総 則 (適用範囲) 第1-1条	本業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。	
(目的) 第1-2条	本業務は、「矢作川沿岸地区」及び「矢作川総合第二期地区」に係る営農計画(案)の策定、事業効果の算定及び環境配慮計画(案)の精査を行うものである。	
(場所) 第1-3条	本業務において対象とする場所は、愛知県岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市、高浜市及び額田郡幸田町地内であり、別添位置図に示すとおりである。	
(土地への立入り等) 第1-4条	作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可なく土地の踏み荒らし、立木伐採等を行った場合の補償は、受注者の責任において処理するものとする。	
(履行確実性評価の達成状況の確認) 第1-5条	本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。 なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評価に厳格に反映させるものとする。 (1) 審査項目 a)～c)において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合 (2) 審査項目 d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合 (3) その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合 (4) 業務成果品のミス、不備 等	
(一般事項) 第1-6条	業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。 (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡をとり、作業の円滑な進捗を図るものとする。 (2) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときには、速やかにこれに応じるものとする。	

項 目	内 容	備 考														
(管理技術者) 第1-7条	管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の本業務に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資 格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業－農業土木、農業農村工学、農村地域計画又は農村地域・資源計画</td></tr> <tr> <td>農業</td><td>農業土木、農業農村工学、農村地域計画又は農村地域・資源計画</td></tr> <tr> <td>博士</td><td>農学</td><td></td></tr> <tr> <td>シビルコンサルティングマネージャー</td><td>農業土木</td><td></td></tr> </tbody> </table>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木、農業農村工学、農村地域計画又は農村地域・資源計画	農業	農業土木、農業農村工学、農村地域計画又は農村地域・資源計画	博士	農学		シビルコンサルティングマネージャー	農業土木		
資 格	技術部門	選択科目														
技術士	総合技術監理	農業－農業土木、農業農村工学、農村地域計画又は農村地域・資源計画														
	農業	農業土木、農業農村工学、農村地域計画又は農村地域・資源計画														
博士	農学															
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木															
(担当技術者) 第1-8条	担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。															
(配置技術者の確認) 第1-9条	共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。 (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する業務分担を明確に記載するものとする。 なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。															
(保険加入) 第1-10条	受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。															
第2章 作業条件 (作業条件) 第2-1条	本業務の実施に当たっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。 (1) 作業の実施に当たっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員と十分な打合せを行い手戻りのないよう留意しなければならない。 (2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。 (3) 本業務の実施に際しては、貸与資料を十分把握した上で実施するものとする。															

項 目	内 容	備 考																																													
(参考図書) 第2-2条	本業務の実施に当たり参考にする図書は、共通仕様書第2-1条によるほか次の図書とする。 <table><tr><th>名 称</th><th>発行所</th></tr><tr><td>農業農村整備事業計画作成便覧</td><td>農業農村整備事業計画研究会</td></tr><tr><td>改訂版 新たな土地改良の効果算定マニュアル</td><td>大成出版社</td></tr><tr><td>国営土地改良事業調査計画マニュアル</td><td>(社)農業土木事業協会</td></tr><tr><td>環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き</td><td>農林水産省</td></tr><tr><td>環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針</td><td>農林水産省</td></tr><tr><td>農業農村整備事業における景観配慮の手引き</td><td>農林水産省</td></tr><tr><td>農村における景観配慮の技術マニュアル</td><td>農林水産省</td></tr><tr><td>農業農村整備事業における景観配慮の技術指針</td><td>農林水産省</td></tr></table>	名 称	発行所	農業農村整備事業計画作成便覧	農業農村整備事業計画研究会	改訂版 新たな土地改良の効果算定マニュアル	大成出版社	国営土地改良事業調査計画マニュアル	(社)農業土木事業協会	環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き	農林水産省	環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針	農林水産省	農業農村整備事業における景観配慮の手引き	農林水産省	農村における景観配慮の技術マニュアル	農林水産省	農業農村整備事業における景観配慮の技術指針	農林水産省																												
名 称	発行所																																														
農業農村整備事業計画作成便覧	農業農村整備事業計画研究会																																														
改訂版 新たな土地改良の効果算定マニュアル	大成出版社																																														
国営土地改良事業調査計画マニュアル	(社)農業土木事業協会																																														
環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き	農林水産省																																														
環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針	農林水産省																																														
農業農村整備事業における景観配慮の手引き	農林水産省																																														
農村における景観配慮の技術マニュアル	農林水産省																																														
農業農村整備事業における景観配慮の技術指針	農林水産省																																														
(貸与資料) 第2-3条	貸与資料は、次のとおりとし、これ以外に必要な資料があるときは監督職員と打合せるものとする。 <table><tr><th>分類</th><th>貸与資料</th><th>数量</th></tr><tr><td>業務 報告書</td><td>令和4年度 矢作川沿岸地区生態系補足調査業務</td><td>1式</td></tr><tr><td>〃</td><td>令和4年度 矢作川沿岸地区事業計画書（案）作成等業務</td><td>1式</td></tr><tr><td>〃</td><td>令和5年度 矢作川沿岸地区施設計画とりまとめ等業務</td><td>1式</td></tr><tr><td>〃</td><td>令和5年度 矢作川沿岸地区事業計画関係基礎資料とりまとめ業務</td><td>1式</td></tr><tr><td>〃</td><td>令和5年度 矢作川沿岸地区経済効果更新整理業務</td><td>1式</td></tr><tr><td>〃</td><td>令和4年度 矢作川総合第二期地区用水計画・営農計画策定ほか業務</td><td>1式</td></tr><tr><td>〃</td><td>令和4年度 矢作川総合第二期地区費用対効果算定ほか業務</td><td>1式</td></tr><tr><td>〃</td><td>令和4年度 矢作川総合第二期地区環境配慮計画作成ほか業務</td><td>1式</td></tr><tr><td>〃</td><td>令和5年度 矢作川総合第二期地区再評価資料作成ほか業務</td><td>1式</td></tr><tr><td>〃</td><td>令和5年度 矢作川総合第二期地区変更事業計画資料作成ほか業務</td><td>1式</td></tr><tr><td>現況資料</td><td>矢作川総合事業誌</td><td>1式</td></tr><tr><td>〃</td><td>新矢作川用水事業誌</td><td>1式</td></tr><tr><td>計画</td><td>国営矢作川総合第二期土地改良事業計画書</td><td>1式</td></tr><tr><td>その他</td><td>その他必要資料</td><td>1式</td></tr></table>	分類	貸与資料	数量	業務 報告書	令和4年度 矢作川沿岸地区生態系補足調査業務	1式	〃	令和4年度 矢作川沿岸地区事業計画書（案）作成等業務	1式	〃	令和5年度 矢作川沿岸地区施設計画とりまとめ等業務	1式	〃	令和5年度 矢作川沿岸地区事業計画関係基礎資料とりまとめ業務	1式	〃	令和5年度 矢作川沿岸地区経済効果更新整理業務	1式	〃	令和4年度 矢作川総合第二期地区用水計画・営農計画策定ほか業務	1式	〃	令和4年度 矢作川総合第二期地区費用対効果算定ほか業務	1式	〃	令和4年度 矢作川総合第二期地区環境配慮計画作成ほか業務	1式	〃	令和5年度 矢作川総合第二期地区再評価資料作成ほか業務	1式	〃	令和5年度 矢作川総合第二期地区変更事業計画資料作成ほか業務	1式	現況資料	矢作川総合事業誌	1式	〃	新矢作川用水事業誌	1式	計画	国営矢作川総合第二期土地改良事業計画書	1式	その他	その他必要資料	1式	
分類	貸与資料	数量																																													
業務 報告書	令和4年度 矢作川沿岸地区生態系補足調査業務	1式																																													
〃	令和4年度 矢作川沿岸地区事業計画書（案）作成等業務	1式																																													
〃	令和5年度 矢作川沿岸地区施設計画とりまとめ等業務	1式																																													
〃	令和5年度 矢作川沿岸地区事業計画関係基礎資料とりまとめ業務	1式																																													
〃	令和5年度 矢作川沿岸地区経済効果更新整理業務	1式																																													
〃	令和4年度 矢作川総合第二期地区用水計画・営農計画策定ほか業務	1式																																													
〃	令和4年度 矢作川総合第二期地区費用対効果算定ほか業務	1式																																													
〃	令和4年度 矢作川総合第二期地区環境配慮計画作成ほか業務	1式																																													
〃	令和5年度 矢作川総合第二期地区再評価資料作成ほか業務	1式																																													
〃	令和5年度 矢作川総合第二期地区変更事業計画資料作成ほか業務	1式																																													
現況資料	矢作川総合事業誌	1式																																													
〃	新矢作川用水事業誌	1式																																													
計画	国営矢作川総合第二期土地改良事業計画書	1式																																													
その他	その他必要資料	1式																																													

項 目	内 容	備 考
(作業の留意点) 第3-2条	業務の実施に当たって、特に留意する点は次のとおりとする。 (1) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。 (2) 第2-3条、第2-4条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。 (3) 作業に必要な関係機関との調整等については、監督職員と十分打合せるものとする。 (4) 各種検討等に用いる数値等については、その出典を明示するものとする。	
第4章 業務管理 (情報共有システム) 第4-1条	1 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより事務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。 2 情報共有システムは「工事及び業務の情報共有システム活用要領」（農林水産省 Web サイト参照）によるものとする。 3 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用に当たっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。	
第5章 打合せ (打合せ) 第5-1条	共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。 また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。 初 回 作業着手段階 第2回 中間打合せ（営農計画（案）の素案策定時） 第3回 中間打合せ（事業効果の算定時） 第4回 中間打合せ（環境配慮計画（案）の精査時） 最終回 報告書取りまとめ段階 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。	

項 目	内 容	備 考
第6章 成果物 (成果物) 第6-1条	成果物を共通仕様書第1章第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 (1) 成果物の電子媒体(CD-R等)正副2部 (2) 成果物の出力1部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)	
(成果物の提出先) 第6-2条	成果物の提出先は、次のとおりとする。 愛知県名古屋市中昭和区安田通4-8 東海農政局 木曾川水系土地改良調査管理事務所	
第7章 契約変更 (契約変更) 第7-1条	業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。 (1) 第2-1条に示す「作業条件」に変更が生じた場合。 (2) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 (3) 第5-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (4) 第6-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (5) 履行期間の変更が生じた場合。 (6) 関係機関との外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合。 (7) その他。	
第8章 定めなき事項 (定めなき事項) 第8-1条	この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	

別紙：作業項目内訳表

作業項目	作業内容	数量	備考
1. 事前準備			
1-1 現地調査	業務に必要な現地調査を行う。	1 式	
1-2 資料の検討	貸与資料を把握・整理するとともに、必要となる既存資料を収集・整理し、作業計画を作成する。	1 式	
2. 営農計画（案）の策定	過年度に作成した「矢作川沿岸地区」及び「矢作川総合第二期地区」の営農計画（案）を基に、矢作川地域として整合を図った営農計画（案）を作成するとともに、発注者が貸与する最新の農業振興方策等を使用し更新を行う。 更新した営農計画（案）について、発注者が開催する営農検討会の補助（開催は年度内1回を想定）を行い、その検討会での意見等を踏まえ営農計画（案）の策定を行う。 また、営農検討会に出席する農家代表3名への謝金の支払いを行う。	1 式	
3. 事業効果の算定	過年度に作成した「矢作川沿岸地区」及び「矢作川総合第二期地区」の事業効果算定資料を基に、矢作川地域として整合を図った事業効果算定資料を作成するとともに、発注者が貸与する受益面積及び整備構想に関する資料、愛知県・関係市町・関係JAによる資料及び「2. 営農計画（案）の策定」の結果を使用し更新を行い、事業効果の算定を行う。	1 式	
4. 環境配慮計画（案）の精査	過年度に作成した「矢作川沿岸地区」及び「矢作川総合第二期地区」の環境配慮計画（案）を基に、矢作川地域として整合を図った環境配慮計画（案）を作成するとともに、発注者が貸与する環境及び景観に係る資料等を使用し更新を行う。 更新した環境配慮計画（案）について、発注者が指示する環境に係る有識者との打合せ及び発注者が開催する環境検討会の補助（開催は年度内1回を想定）を行い、その検討会等での意見等を踏まえ環境配慮計画（案）の精査を行う。 また、発注者が指示する環境に係る有識者3名への謝金の支払いを行う。（環境に係る有識者は4名だが、謝金の支払の対象は3名とする。）	1 式	
5. 点検取りまとめ	各作業項目の成果物の点検取りまとめを行い、報告書を作成する。	1 式	